

## 2016年「基準」改訂公開草案

### 改訂案の内容

内部監査人協会の国際内部監査基準審議会（IIASB）は、「内部監査の専門職的実施の国際基準」（以下「基準」という）の改訂に関する公開草案を発表致しました。この意見募集サイトには、すべての改訂箇所が記載されています。すべての設問への記入にはおよそ15分ほどお時間を頂戴します。本サイトを通じた意見募集は4月30日まで行われますので、皆様のご回答またはご意見を是非お寄せください。

#### 重要事項：

この意見募集サイトでの回答は、すべての項目にご記入後、最終画面の「送信」のボタンをクリックするまでは提出されませんのでご注意ください。この調査は途中で中断し、あとで再開していただくことができます。あとで継続されたい場合は、中断する前に必ず「保存」ボタンをクリックしてください。Eメールに記載されているInvitation emailのリンクを利用して外出先からも調査にアクセスすることが出来ます。

「基準」、「解釈指針」、「用語一覧」では、新設箇所を赤色の文字で、削除箇所を青色の取消線で示しております。変更のない箇所については、通常スタイルで記載しております。

ご参考：現行の[「基準」](#)をご参照ください。

## 「序」の改訂

内部監査の専門職的实施の国際基準（以下「基準」という）

### 序

内部監査は、目的、規模、複雑さ、および構造を異にした組織体のなかで、また、組織体の内部の人または外部の人により、法的小よび文化的に多様な環境のもとで行われる。内部監査の実務に影響を及ぼすこのような相違があるにしても、内部監査人と内部監査部門がその責任を果たすために、「内部監査の専門職的实施の国際基準」（以下「基準」という）に従うことが肝要である。

~~また、法令の定めにより「基準」の特定部分への準拠が制約されることがあるときには、内部監査人または内部監査部門は、「基準」の他の部分はすべて準拠していること、およびこの旨の適切な開示が必要である。~~

~~この「基準」が他の権威ある機関の基準（以下「他の基準」という）とともに用いられるときは、状況に応じ、監査上の伝達として、他の基準を用いていることに触れてもよい。その際にこの「基準」と他の基準との間に不整合が生じる場合は、内部監査人および内部監査部門は、まずこの「基準」に従わなければならない。もしも他の基準がより制約的であるときには、他の基準に準拠してもよい。~~

この「基準」が意図するところは以下のとおりである。

- ~~1. 内部監査の実務において範とする基本原則を叙述すること。~~
2. 広範な付加価値の高い内部監査を実施し、推進するためのフレームワークを提供すること。
3. 内部監査の業務を評価するための基礎を確立すること
4. より高い組織的プロセスや業務の実施であるように支援すること

この「基準」は **原則に志向した拘束的な性格を持つ一連のプリンシプル・ベースの必須の要求事項**であり、次の**2つ事項**からなっている。

- 基本的要求事項を明らかにした本文（Statements）：組織体および個人レベルで、国際的に適用可能な、内部監査の専門職的**実務実施**のため、およびその業務遂行の有効性を評価するためのもの
- 解釈指針（Interpretations）： **上記の基本的要求事項を明らかにした本文「基準」**で用いられている**言葉用語**や概念を明確にするためのもの。

**「基準」は、「倫理綱要」と共に「専門職的实施の国際フレームワーク（IPPF）」の必須の要素を内包している。したがって、「基準」と「倫理綱要」への適合はIPPFの必須の要素への適合を示している。**

この「基準」では、その用語について、用語一覧（Glossary）で解説している特定の意味を与

えて用いている。「基準」を正しく理解し適用するためには、本文や解釈指針のみならず、用語一覧で特定された意味を含めて考えることが必要である。「基準」では、~~とりわけ~~ must（「しなければならない」）の用語を、無条件に遵守しなければならないことを示すために用いている。そして should（「すべきである」）の用語を、専門職的判断を行使し、「基準」からの逸脱を正当化できる状態があるときを除き、準拠することが当然のこととして期待される場合に用いている。

~~「基準」を正しく理解し適用するためには、本文や解釈指針のみならず、用語一覧で特定された意味を含めて考えることが必要である。~~

「基準」は、「人的基準（Attribute Standards）」、「実施基準（Performance Standards）」の2つに分類される。「人的基準」は、内部監査を実施する組織や個人の特性を定めたものである。他方、「実施基準」は内部監査の業務の内容を明らかにするとともに、内部監査業務の実施を測定する質的評価規準となるものである。「人的基準」および「実施基準」は、内部監査部門のすべての業務（アシュアランス業務およびコンサルティング・サービスの双方）に適用される。

「実施準則（Implementation Standards）」は、「人的基準」および「実施基準」の拡張として、アシュアランス業務（A）、または、コンサルティング・サービス（C）に関する要求事項である。

アシュアランス業務は、事業体、業務、ファンクション、プロセス、システム、ならびにその他の対象事項について、~~独立した~~ 監査の意見ないし結論を得る基礎として、内部監査人が入手した証拠の客観的な評価を意味する。個々のアシュアランス業務の内容と範囲は、内部監査人により決定される。一般に、アシュアランス業務には、次の三者が~~関与する当事者となる~~。(1) プロセス・オーナー：事業体、業務、ファンクション、プロセス、システム、その他の対象事項に直接関わる者ないしグループ、(2) 内部監査人：評価を行う者ないしグループ、そして(3) 利用者：評価結果を利用する者ないしグループ

コンサルティング・サービスは、性質として、助言の提供（advisory）であり、一般に依頼部門からの具体的な要請に基づいて実施される。個々のコンサルティング業務の内容と範囲は、依頼部門との合意による。一般に、コンサルティング・サービスは、次の二者からなる。(1) 内部監査人：助言を提供する者ないしグループ(2) 依頼部門：助言を必要として、これを受ける者ないしグループコンサルティング・サービスを実施するにあたって、内部監査人は、客観性を維持すべきであり、また経営管理者としての責任を負ってはならない。

この「基準」は、内部監査人および内部監査部門の双方に適用される。すべての内部監査人は、個人の客観性、熟達した専門的能力および専門職としての正当な注意に関する「基準」に適合していることを説明する義務がある。また、内部監査人は、自らの職責の遂行に関する「基準」に適合していることを説明する義務がある。~~さらに~~、内部監査部門長は、~~内部監査部長の活動が~~「基準」~~の~~に全般に適合していることを説明する義務がある。

また、法令の定めにより「基準」の特定部分への準拠が制約されることがあるときは、内部監査人または内部監査部門は、「基準」の他の部分はすべて適合していること、およびこの旨の適切な開示が必要である。

この「基準」が他の権威ある機関の基準（以下「他の基準」という）とともに用いられるときは、状況に応じ、監査上の伝達として、他の基準を用いていることに触れてもよい。その際にこの

「基準」と他の基準との間に不整合が生じる場合は、内部監査人および内部監査部門は、まずこの「基準」に従わなければならない。もしも他の基準がより厳格であるときには、他の基準に準拠してもよい。

この「基準」の策定および見直しは、継続的なプロセスとして行う。内部監査人協会の国際内部監査基準審議会（The International Internal Audit Standards Board）は、「基準」の発表に先立ち広範囲にわたる意見を求め議論を積み重ねている。これには公開草案のプロセスで、パブリック・コメントを全世界に要請することを含んでいる。公開草案は内部監査人協会のウェブサイトに掲示されるだけでなく、すべての地域の内部監査人協会に配付される。

#### 改訂の理由：

「内部監査の専門職的实施の基本原則」の追加等、IPPFの2015年7月改訂に対応して「基準」の序も改訂するもの。加えて、序の主張をより明瞭にするために序の構成に軽微な変更を加えるもの

上記に示された「序」の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「序」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

--

## 基準 1000 の改訂

### 目的、権限 および責任

内部監査部門の目的、権限および責任は、IIAが定める「**内部監査の専門職的実施の基本原則**」、「内部監査の定義」、「倫理綱要」およびこの内部監査の専門職的実施の国際基準（以下「基準」という）に適合し、内部監査基本規程において正式に定義されなければならない。内部監査部門長は、内部監査基本規程を定期的に見直し、その承認を得るために最高経営者（senior management）および取締役会に提出しなければならない。

### 解釈指針：

内部監査基本規程は、内部監査部門の目的、権限および責任を明確にする正式な文書である。内部監査基本規程は、組織体における内部監査部門の地位を確固にし、取締役会に対する内部監査部門長の職務上（functional）の報告関係の内容（nature）を示すとともに、内部監査（アシュアランスおよびコンサルティング）の個々の業務（engagement）の遂行に関連する、記録・人・物的な財産について証拠資料入手の権限を認め、内部監査の活動の範囲を明確にするものである。内部監査基本規程の最終承認権限は取締役会にある。

### 改訂の理由：

新IPPFは、すべての内部監査部門を導く「基本原則」を加えた以上、その「基本原則」は内部監査基本規程の内容を決定するときに勘案されるべきである。

上記に示された「**基準 1000**」の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「**基準 1000**」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 1010 の改訂

1010—内部監査基本規程における「内部監査の専門職的实施の基本原則」、「内部監査の定義」、「倫理綱要」、および「基準」の明示

内部監査基本規程において、「内部監査の専門職的实施の基本原則」、「内部監査の定義」、「倫理綱要」および「基準」の必須の要求事項を明示しておかなければならないが反映されなければならない。内部監査部門長は、「内部監査の使命」、「内部監査の専門職的实施の基本原則」、「内部監査の定義」、「倫理綱要」および「基準」について、最高経営者および取締役会に十分な説明をすべきである。

### 改訂の理由：

内部監査部門の目的と役割は、「使命」に基づく。「基本原則」、「定義」、「倫理綱要」、「基準」はすべて、IPPFの必須の構成要素であり、最高経営者および取締役会と協議をする価値があるものである。

上記に示された「基準 1010」の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 1010」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 1110.A1 の改訂

内部監査部門は、内部監査の範囲の決定、その業務の遂行および結果の伝達について妨害を受けることがあってはならない。内部監査部門長はそのような妨害について取締役会に開示し、その影響について協議しなければならない。

### 改訂の理由：

内部監査部門長は、内部監査部門の活動の範囲、実施、報告に影響する妨害について取締役会と協議しなければならないことを明示したものを。

上記に示された「基準 1110.A1」の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 1110.A1」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 1112 の新設

### 内部監査部門長の内部監査以外の役割

内部監査部門長が内部監査以外の役割や責任を有する場合、あるいは有すると予想される場合には、独立性や客観性への侵害を制限するための対応措置がなされなければならない。

### 解釈指針：

内部監査部門長は、コンプライアンスやリスク・マネジメントの活動といった内部監査以外の役割や責任を有するかもしれない。これらの役割や責任は、内部監査部門の組織的独立性、内部監査人個人の客観性を侵害する、あるいは外観上侵害する可能性がある。対応措置としては、取締役会によってよく実施される、これらの潜在的な侵害の可能性に対応する監督活動、あるいは報告経路や責任に関する定期的な評価のような活動、内部監査以外に責任が与えられた領域に関するアシュアランスを得るための他のプロセスの整備があるかもしれない。

### 新設の理由：

ここ数年、内部監査部門長は、内部監査に加えてリスク・マネジメントや内部統制に関連する責任の保有を命じられたり、命じられることが予想される状況にある。組織的な独立性と個人の客観性が要求事項であることを十分に認識していても、内部監査活動と組織体の他の活動の双方を行うときに、内部監査部門長は対応に苦慮することから、手当てするもの。

上記に示された「基準 1112」の新設案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

上記に示された「基準 1112」の解釈指針案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 1112」の新設案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 1130.A3 の新設

以前にコンサルティング・サービスを実施した領域に関し、そのコンサルティングの内容がアシュアランス業務の客観性を侵害しておらず、アシュアランス業務に指名する監査人個人の客観性が管理されるなら、内部監査はアシュアランス業務を実施してよい。

### 新設の理由：

現行の「基準 1130」はコンサルティング・サービスに続くアシュアランス業務について言及していない。改訂案は、客観性維持の必要性をより明確に補強したもの。

「基準 1130.A3」の新設案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 1130.A3」の新設案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 1210 の改訂

### 熟達した専門的能力

内部監査人は自らの責任を果たすために必要な「知識・技能・その他の能力」を備えていなければならない。さらに内部監査部門は部門の責任を果たすために必要な「知識・技能・その他の能力」を、部門総体として備えているかまたは備えるようにしなければならない。

### 解釈指針：

~~「知識・技能・その他の能力」~~熟達した専門的能力とは、内部監査人が自らの専門職としての責任を有効に遂行するために求められる「知識・技能・その他の能力」~~熟達した専門能力をあらわす~~に関する集合的な用語である。適切な助言や提言を行うために、それには現在の活動、トレンド、新しい課題に関するものが含まれる。内部監査人は適切な専門職認定や資格を得ることにより、熟達した専門的能力を証明することが奨励されている。専門的認証や資格とは、例えば内部監査人協会（IIA）やその他の適切な専門職的組織団体が提供する、公認内部監査人（CIA）の称号やその他の称号をさしている。

### 改訂の理由：

内部監査人の責任には、見識や将来を見据えた助言の提供も含まれる。内部監査人は、経営陣が認識した問題を解決するのを支援するべきである。ここでは、組織体が必要とするであろう将来を見据えた分析や助言に合った資格の取得を勧めている。

上記に示された「基準 1210」の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

上記に示された「基準 1210」の解釈指針案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 1210」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 1300 の改訂

### 品質のアシユアランスと改善のプログラム

内部監査部門長は、内部監査部門を取り巻くすべての要素を網羅する、品質のアシユアランスと改善のプログラムを作成し維持しなければならない。

#### 解釈指針：

品質のアシユアランスと改善のプログラムは、内部監査部門の「~~内部監査の定義~~」や「基準」への適合性の評価や、内部監査人が「倫理綱要」を適用しているか否かの評価ができるように設計されている。そのプログラムはまた内部監査部門の効率性と有効性を評価しかつ改善の機会を明らかにする。

#### 改訂の理由：

「内部監査の定義」は「基準」と「倫理綱要」で具現化されているため、解釈指針の文中から「内部監査の定義」を削除するもの。IPPFの必須の構成要素との適合性を示すために「定義」を別途、評価する必要はない。

19.

上記に示された「基準 1300」の解釈指針案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 1300」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 1311 の改訂

### 内部評価

内部評価では以下の双方を実施しなければならない。

- 内部監査部門の業務遂行についての継続的モニタリング。
- 内部監査部門による定期的自己評価、または内部監査の実施について十分な知識を有する組織体内の内部監査部門以外の人々により実施される定期的評価。

### 解釈指針：

継続的モニタリングは、内部監査部門の日々の監督、レビューおよび測定に関する不可欠な構成要素である。継続的モニタリングは、内部監査部門の管理に用いる日常業務の方針と実務に組み込まれている。そして継続的モニタリングにあたっては、~~「内部監査の定義」、~~「倫理綱要」および「基準」への適合性を評価するために必要と考えられるプロセス、ツールそして情報を用いる。

定期的評価は、~~「内部監査の定義」、~~「倫理綱要」および「基準」への適合性を評価するために実施する。

内部監査の実施の十分な知識は、少なくとも専門職的实施の国際フレームワーク（IPPF）のすべての要素の理解を持つことが必要である。

### 改訂の理由：

「内部監査の定義」は「基準」と「倫理綱要」で具現化されているため、解釈指針の文中から「内部監査の定義」を削除するもの。IPPFの必須の構成要素との適合性を示すために「定義」を別途、評価する必要はない。

上記に示された「基準 1311」の解釈指針案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 1311」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

--

## 基準 1312 の改訂

### 外部評価

外部評価は、組織体外の適格にしてかつ独立した評価実施者または評価チームによって、最低でも5年に1度は実施されなければならない。内部監査部門長は取締役会と以下の点について話し合わなければならない。

- 外部評価の形式と頻度
- 潜在的な利害関係を含めた、評価実施者または評価チームの適格性と独立性

### 解釈指針：

外部評価は、品質についての完全なアシュアランスと改善のプログラムを強化するものであり、すべてを外部評価として行う形式であってもよいし、あるいは自己評価について独立的な外部者の検証を行なう形式であってもよい。外部評価実施者は「基準」への適合性に関して結論づけなければならない、その外部評価には内部監査の業務に係るあるいは戦略に係るコメントを含んでもよい。

適格な評価実施者または評価チームは、2つの領域（内部監査の専門職的实施および外部評価プロセス）について能力を明確にする必要がある。その能力は、実務経験と理論的な学習との両者によって修得される。類似の規模、複雑さ、活動分野または業種、専門的な課題を持つ組織体の中で得られた実務経験は、それらの関係の薄い組織体で得られた実務経験より一層有益である。評価チームの場合は、チーム構成員のすべてがそれらの能力のすべてを保有することまで求められていない。チームが全体として適格である必要がある。評価実施者または評価チームが適格とされる十分な能力を有するか否かを評価する場合、内部監査部門長は、専門職的判断を行使する。

独立した評価実施者または評価チームは、事実としてまたは外観としての利害関係を持たず、対象となる内部監査部門の属する組織体の一部または支配下でないことを意味する。内部監査部門長は外観上の、あるいは潜在的な利害関係を減少させるために品質保証と改善のプログラムに取締役会の関与を働きかけるべきである。

### 改訂の理由：

改訂は外部評価の報告の目的と、品質保証プログラムの独立性を強化するべきとの「基準」の意図を文書化し明確にした。

上記に示された「基準 1312」の解釈指針案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 1312」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 1320 の改訂

### 品質のアシュアランスと改善のプログラムの報告

内部監査部門長は品質のアシュアランスと改善のプログラムの結果を、最高経営者および取締役会に伝達しなければならない。 **その開示内容には次の事項が含まれるべきである。**

- 内部評価についても外部評価についてもその範囲と頻度
- 評価実施者の結論
- 是正計画
- 潜在的な利害関係も含めて、評価実施者または評価チームの資格と独立性

### 解釈指針：

品質のアシュアランスと改善のプログラムの結果の伝達における、形式、内容、頻度は、最高経営者や取締役会との話し合いを通じて決定され、内部監査基本規程に含まれる内部監査部門や内部監査部門長の責任を勘案する。**「内部監査の定義」、**「倫理綱要」および「基準」への適合性を表明するため、外部評価および定期的な内部評価の結果は、評価完了時点で伝達される。そして継続的モニタリングの評価結果は最低でも年次で伝達される。それらの外部評価および定期的な内部評価の結果には、評価実施者または評価チームによる、適合性レベルの評価が含まれる。

### 改訂の理由：

改訂案は、品質のアシュアランスと改善のプログラムに関して内部監査部門長によって最高経営者および取締役会に開示されるべきものを明示したもの。「内部監査の定義」は「基準」と「倫理綱要」で具現化されているため文中から削除した。解釈指針の文中から「内部監査の定義」を削除するもの。IPPFの必須の構成要素との適合性を示すために「定義」を別途、評価する必要はない。

上記に示された「基準 1320」の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

上記に示された「基準 1320」の解釈指針案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない

- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 1320」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 1321 の改訂

「内部監査の専門職的实施の国際基準に適合している」旨の表現の使用

内部監査部門が「内部監査の専門職的实施の国際基準」に適合しているとの**表明は、内部監査部門長が表明できるのは、品質のアシュアランスと改善のプログラムの評価結果に基づき適合しているとされる場合に限られるり適切である。**

**解釈指針：**

内部監査部門が「基準」に適合しているとは、~~「内部監査の定義」~~、「倫理綱要」および「内部監査の専門職的实施の国際基準」に述べられていることを、内部監査部門が達成していることを意味する。品質のアシュアランスと改善のプログラムの結果には、内部評価および外部評価の双方の結果が含まれる。すべての内部監査部門は、内部評価を実施しその意図している結果を確保する必要がある。また同時に5年を超える内部監査部門は、外部評価を実施しその結果を確保する必要がある。

**改訂の理由：**

改訂案は、適合性を表明するのは内部監査部門長に限らないことを明示したもの。「内部監査の定義」は「基準」と「倫理綱要」で具現化されているため文中から削除した。IPPFの拘束的性格を有する構成要素との適合性を示すために「定義」を別途、評価する必要はない。

上記に示された「基準 1321」の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

上記に示された「基準 1321」の**解釈指針**案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 1321」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 1322 の改訂

### 不適合の開示

内部監査部門長は、「~~内部監査の定義~~」、「倫理綱要」または「基準」に適合していないとすることが、内部監査部門の全般的な監査範囲または業務に影響を与える場合、その不適合であることとその影響を最高経営者および取締役会に明らかにしなければならない。

### 改訂の理由：

「内部監査の定義」は「基準」と「倫理綱要」で具現化されているため文中から削除した。IPPFの必須の構成要素との適合性を示すために「定義」を別途、評価する必要はない。

上記に示された「基準 1322」の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 1322」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 2000 の改訂

### 内部監査部門の管理

内部監査部門長は、内部監査部門が組織体に価値を付加することが確実となるように、有効に内部監査部門を管理しなければならない。

#### 解釈指針：

内部監査部門は以下が満たされた場合に、有効に管理されているといえる。

- 内部監査部門の業務の結果が、内部監査基本規程に定められている目的と責任を達成していること
- 内部監査部門はが、~~「内部監査の定義」~~および「基準」に適合していること
- 内部監査部門に所属する個人が、「倫理綱要」や「基準」に適合していることを実証していること
- 内部監査部門が、内部監査部門の有効性に影響を与える可能性のあるトレンドや新しい課題を勘案していること

内部監査部門が、~~客観的かつ適切なアシュアランスを行い、組織体の戦略、目的およびリスクを勘案し、ガバナンス、リスク・マネジメントおよびコントロールの各プロセスの有効性と効率性に役立っているときに、~~を向上させる方法を提案する努力をし、さらに客観的かつ適切なアシュアランスを提供しているとき、内部監査部門は、組織体（およびその組織体の利害関係者）に価値を付加しているといえる。

#### 改訂の理由：

「内部監査の定義」は「基準」と「倫理綱要」で具現化されているため解釈指針からの削除を提案。IPPFの必須の構成要素との適合性を示すために「定義」を別途、評価する必要はない。解釈指針へ追加した文言は、組織体の戦略、目的、リスクと整合性のとれた内部監査業務、リスク・ベースのアシュアランスの提供、見識に富み、率先的かつ将来志向等の「基本原則」をより反映するためのもの。

上記に示された「基準 2000」の解釈指針案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 2000」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 2010 の改訂

### (内部監査部門の) 計画の策定

内部監査部門長は、組織体のゴールと調和するように内部監査部門の業務の優先順位を決定するために、リスク・ベースの監査の計画を策定しなければならない。

#### 解釈指針：

リスク・ベースの監査計画を策定するために、内部監査部門長は、最初にリスク・マネジメントのフレームワークについて検討し、次に最高経営者および取締役会と協議し、その上で内部監査部門でリスク評価を行い結論を出す。内部監査部門長はリスク・ベースの監査の計画を策定する責任がある。内部監査部門長はその策定にあたり、組織体のリスク・マネジメントのフレームワークを考慮するが、経営管理者が組織体の様々な活動または部署のために設定している、組織体が積極的に受容するリスクのレベル（リスク選好）などを利用することができる。もしも組織体にリスク・マネジメントのフレームワークが存在しない場合には、最高経営者や取締役会からの意見を勘案した上で、内部監査部門長は、自分自身でリスクの判断をする。内部監査部門長は、組織体のビジネス、リスク、業務、プログラム、システム、コントロール手段における変化に即応して、必要に応じ、監査計画を見直し、調整しなければならない。

#### 改訂の理由：

解釈指針の文言は、必ずしも普遍的には定義されていない、あるいは必ずしも全ての業界で理解されているわけではない特定のリスク・マネジメントの概念（例：リスク選好）の使用を避けて簡明化をしたもの。加えて改訂案は、最終のリスク評価が、最高経営者および取締役会からの意見（インプット）を踏まえた上での内部監査のリスク評価のプロセスから得た結論に基づくことを明瞭にした。

上記に示された「基準 2010」の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 2010」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 2050 の改訂

### 調整 (Coordination) — 連携と信頼性

内部監査部門長は、適切な内部監査の業務範囲を確保し、業務の重複を最小限にするために、内部監査部門以外のアシュアランス業務やコンサルティング・サービスを行う組織体内部および外部の者と、情報を共有し活動について連携すべきである。

#### 解釈指針：

活動について連携した場合、内部監査部門は内部監査以外のアシュアランス業務やコンサルティング・サービスの提供者の仕事に依拠することとなるかもしれない。その仕事に関する信頼性の根拠として一貫したプロセスが構築されるべきであり、内部監査部門長はそのアシュアランス業務やコンサルティング・サービスの提供者の能力、客観性、専門職としての正当な注意について検討すべきである。また内部監査部門長は、アシュアランス業務やコンサルティング・サービスの提供者によってなされた仕事の範囲、客観性、結果について明瞭に理解するべきである。他の者の仕事に依拠する場合であっても、内部監査部門長は内部監査部門として出す結論や意見に十分な根拠を確保することに説明責任も含め責任がある。

#### 改訂の理由：

組織体には多くのアシュアランスの機能があり、その各々が非効率にもかかわらず自分の枠に閉じこもった方法で行うため、努力が重複してしまう潜在性がある。この重複した努力の潜在性や非効率性は、外部のアシュアランス業務やコンサルティング・サービスの提供者によりさらに増加してしまう。内部監査部門と組織体の他のリスクやコントロールの機能（例：コンプライアンス、ERM、財務管理、法令、健康と安全、品質評価や品質管理）の協働は、非効率性を減少させ、費用を減らし、アシュアランスの水準を高め、取り扱っている事項についての専門的能力の活用を増加させるかもしれない。また、組織体のリスク評価の責任を持っている他の有能なアシュアランス機能の存在を認める一方、組織体内外の他のアシュアランス業務やコンサルティング・サービスの提供者に関する内部監査の責任を、必須のガイダンスにおいて示すことは不可欠である。

上記に示された「基準 2050」の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

上記に示された「基準 2050」の解釈指針案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 2050」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 2060 の改訂

### 最高経営者および取締役会への報告

内部監査部門長は、内部監査部門の目的、権限、責任および、内部監査部門の計画に関連する業務遂行についておよび「基準」への適合性について、定期的に最高経営者および取締役会へ報告しなければならない。報告にはさらに、重要なリスク・エクスポージャー（リスクに曝されている度合い）とコントロール上の課題が含まれなければならない。これには不正のリスク、ガバナンス上の課題や、最高経営者または取締役会が必要とするかあるいは要求するその他の事項も含まれる。

### 解釈指針：

報告の頻度と内容は、内部監査部門長と最高経営者や、取締役会との話し合いにより決定され、そして伝達しようとする情報の重要性和、最高経営者または取締役会によりとられる関連する措置の緊急性によって異なる。内部監査部門長による最高経営者、取締役会への報告および伝達には次の情報が含まれていなければならない。

- 内部監査基本規程
- 内部監査部門の独立性
- 監査計画とその進捗状況
- 必要とされる監査資源
- 監査活動の結果
- 「基準」への適合性の水準と適合性に係る重要な課題へ対処するための是正計画
- 組織体にとって受容できないかもしれないが経営陣によって受容されているリスク

上記以外の事項も含めた「基準」全体を通して言及されている内部監査部門長への伝達に関する要求事項

### 改訂の理由：

改訂の狙いは、「基準」への適合を容易にするために、「基準」のあちこちに散らばっている様々な報告に関する要求事項をまとめたもの。さらに改訂案は、「基準」への適合性の水準も含め、内部監査部門長が取締役会に報告すべき特定の情報を明確化するもの。

上記に示された「基準 2060」の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

上記に示された「基準 2060」の解釈指針案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 2060」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 2070 の改訂

### 外部のサービス・プロバイダと内部監査についての組織体の責任

外部のサービス・プロバイダが内部監査部門としての役目を果たす場合、プロバイダは組織体に対し、効果的な内部監査部門を維持する責任が組織体にあることを意識させなければならない。

### 解釈指針

~~「内部監査の定義」~~「倫理綱要」、「内部監査の専門職的实施の国際基準」への適合性を評価する品質のアシュアランスと改善のプログラムを通じ、この責任は明確に示される。

### 改訂の理由：

「内部監査の定義」は「基準」と「倫理綱要」で具現化されているため文中から削除した。IPPFの必須の構成要素との適合性を示すために「定義」を別途、評価する必要はない。

上記に示された「基準 2070」の解釈指針案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 2070」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 2100 の改訂

### 業務の内容

内部監査部門は専門職として規律ある姿勢で体系的なかつリスク・ベースの手法を用いて、ガバナンス、リスク・マネジメントおよびコントロールの各プロセスを評価し、各々の改善に貢献しなければならない。内部監査の信用性と価値は、監査人が率先的で彼らの評価が新しい見識を提供し、将来への影響を勘案している時に高められる。

### 改訂の理由：

改訂案は、内部監査部門はリスク・ベースのアシュアランスを提供し、見識に富み、率先的で将来志向でなければならないという「基本原則」の要求をはじめ、新しい「使命」および「基本原則」をより反映するためのものである。

上記に示された「基準 2100」の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 2100」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 2110 の改訂 ガバナンス

内部監査部門は、次に掲げる目標を達成するため次の事項に係る組織体のガバナンス・プロセスを評価し、その改善のための適切な提言をしなければならない。ガバナンス・プロセスの目標は次のとおり。

- 戦略的意思決定および業務上の意思決定
- リスク・マネジメントおよびコントロールの監督
- 組織体において、おける適切な倫理観と価値観を高めるの向上
- 組織体の業務遂行に有効なマネジメントとアカウントビリティを確保する
- リスクとコントロールに関する情報を、組織体の適切な部署に伝達するへの伝達
- 取締役会、外部監査人、内部監査人、他のアシュアランスの提供者、および最高経営者 (management) 間の活動をコーディネートし、連携とそれらの間の情報を伝達する

### 改訂の理由：

この改訂は用語一覧にあるガバナンスの定義とより整合性をとるものである。特に、健全な意思決定プロセスは組織体の活動を目的の達成に導くものである。リスク・マネジメントとコントロールのプロセスは組織体の活動を包括的に管理し、監視することを可能にするものである。さらに、3つのディフェンスライン・モデル (three lines of defense model) が構築されているなら、他のアシュアランスの提供者の活動や情報は勘案されるべきである。

この改訂は、組織体の戦略、目的、リスクとの整合性ある活動を求める「基本原則」を「基準」により反映するものでもある。

上記に示された「基準 2110」の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 2110」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 2200 の改訂

内部監査（アシュアランスおよびコンサルティング）の個々の業務に対する計画の策定

内部監査人は内部監査（アシュアランスおよびコンサルティング）の個々の業務に対して、個々の業務の目標、範囲、実施時期と資源の配分を含む計画を策定し文書化しなければならない。この計画は個々の業務に関連する組織体の戦略、目標およびリスクについて勘案しなければならない。

### 改訂の理由：

この改訂は、組織体の戦略、目的およびリスクとの整合性ある活動を求める「基本原則」を「基準」により反映するものでもある。

上記に示された「基準 2200」の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 2200」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 2201 の改訂

### 計画の策定における考慮事項

内部監査（アシュアランスおよびコンサルティング）の個々の業務の計画の策定にあたり、内部監査人は以下の諸点を考慮しなければならない。

- レビューの対象となる活動の戦略および目標**およびならびに**当該活動の**実施****遂行**をコントロールする手段
- レビューの対象となる活動、その目標、経営資源および業務に対する重要なリスク、**およびならびに**リスクの潜在的な影響を受容可能な水準に維持するための手段
- 関連するコントロールのフレームワークまたはモデルと比べた場合の、レビューの対象となる活動のガバナンス、リスク・マネジメントおよびコントロールの各プロセスの妥当性と有効性
- レビューの対象となる活動のガバナンス、リスク・マネジメントおよびコントロールの各プロセスについての大きな改善の機会

### 改訂の理由：

この改訂は、組織体の戦略、目的およびリスクとの整合性ある活動を求める「基本原則」を「基準」により反映するものでもある。

上記に示された「基準 2201」の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 2201」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 2210.A3 の改訂

ガバナンス、リスク・マネジメントおよびコントロール手段を評価するためには妥当な規準が必要となる。目標やゴールが達成されたかどうかを確かめるため、経営管理者~~また、ないしは~~取締役会がどの程度に妥当な規準を設定しているかを、内部監査人は確認しなければならない。妥当とされるときには内部監査人は当該規準を使用しなければならない。妥当でないときには内部監査人は経営管理者~~また、ないしは~~取締役会が適切な規準を設定するように支援との協議において、適切な評価基準を識別しなければならない

### 解釈指針：

内部監査人は評価の規準として次のような異なる種類の規準を活用してもよい。

- 内部の規準（例：組織体の方針と手順書）
- 外部の規準（例：当局による法令や規制）
- 先進的なプラクティスの規準（例：業界や専門職のガイダンス）

### 改訂の理由：

この改訂は、内部監査人は経営管理者や取締役会によって設けられた規準を検討しなければならないことと、もしその規準が不十分なら内部監査人は適切な評価の規準を経営管理者や取締役会と識別しなければならないことを補強するためのもの。内部監査人が規準を策定するのではない。

解釈指針は、内部監査人による異なる種類の評価規準の活用を支援するもの。

上記に示された「基準 2210.A3」の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

上記に示された「基準 2210.A3」の解釈指針案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 2210.A3」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 2230 の改訂

内部監査（アシュアランスおよびコンサルティング）の個々の業務への資源配分

内部監査人は、内部監査（アシュアランスおよびコンサルティング）の個々の業務の内容や複雑さの評価、時間の制約および利用可能な資源に基づき、個々の業務の目標を達成するための適切かつ十分な資源を決定しなければならない。

### 解釈指針：

適切に業務を果たすために必要とされる「知識・技能・その他の能力」の組み合わせに関する事項であり、十分に専門職としての正当な注意を払って業務を達成するために必要とされる監査資源の量に関するものである。

### 改訂の理由：

解釈指針は、専門的な能力と専門職としての正当な注意の実証を求める基本原則をより反映するものである。

上記に示された「基準 2230」の解釈指針案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 2230」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 2330 の改訂

### 情報の文書化

内部監査人は、**結論および**内部監査（アシュアランスおよびコンサルティング）の個々の業務の結果**および結論**を裏付ける**十分かつ信頼でき**、関連する**有用な**情報を文書化しなければならない。

### 改訂の理由：

十分性、信頼性、有用性は「基準 2310」とこの「基準」との整合性を取るために追加するものである。また、結論は結果から導き出されるものである以上、「基準」における語順を調整した。

上記に示された「基準 2330」の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 2330」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 2410 および 2410.A1 の改訂

### 2410 — 伝達の規準

伝達には、~~適切な結論、改善のための提言および改善措置の計画とともに、~~内部監査（アシュアランスおよびコンサルティング）の個々の業務の目標とその範囲~~および結果~~を含めなければならない。

2410.A1 一個々のアシュアランス業務の結果の最終的伝達には、状況に応じ、~~適切な結論を含めなければならない。~~また、同業務の最終的伝達には、すべての適切な提言や改善措置の計画の両方またはその片方をも含めなければならない。適切な場合には、内部監査人の意見が提供されるべきである。~~内部監査人の意見および結論の双方またはそのいずれかを含めなければならない。~~この意見や結論を表明する場合には、最高経営者、取締役会およびその他の利害関係者の、内部監査人の意見や結論への期待を考慮に入れなければならない、また十分かつ信頼でき、~~関連する適切にして~~有用な情報に基づかなければならない。

#### 改訂の理由：

「基準 2410」は文言にあるように、アシュアランスにもコンサルティングにもすべての業務に業務の結論、提言、改善措置の計画を含めることを要求している。しかしながら、厳格にアドバイザリー業務に限定されているようないくつかのコンサルティング業務の場合は、結論、提言、改善措置の計画を要求されないかもしれない。そのため改訂案は、結論、提言、改善措置の計画の要求事項は、アシュアランスを支える「基準 2410. A1」に移動するもの。しかしながら、すべての個々の業務の伝達には個々の業務の目的、範囲、結果を含めなければならないことを特定している。さらに、アシュアランス業務の伝達において提言と改善措置の計画の両方を含むことが必ずしも適切でない、あるいは必要でないことから、両方を含む場合も片方だけを含む場合も可能であることから、両方またはその片方（and/or）の表現を用いている。

上記に示された「基準 2410」の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

上記に示された「基準 2410.A1」の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 2410 および 2410.A1」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 2430 の改訂

「内部監査の専門職的实施の国際基準」に適合して実施された旨の使用

内部監査人は、内部監査（アシュアランスおよびコンサルティング）の個々の業務について「『内部監査の専門職的实施の国際基準』に適合して実施された」と報告することができる。ただし内部監査人が上記の表現を使うことができるのは、この表現が妥当であるとこの表明は、品質のアシュアランスと改善のプログラムの結果によって満足される場合のみである評価結果に基づき適合しているとされる場合に限り適切である。

### 改訂の理由：

この改訂は「基準 1 3 2 1」と文言の整合性をとり、文言を簡潔にしたもの。

上記に示された「基準 2430」の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 2430」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 2431 の改訂

「基準」等に適合しない場合の内部監査（アシュアランスおよびコンサルティング）の個々の業務の開示

~~「内部監査の定義」~~、「倫理綱要」または「基準」に対する不適合が、内部監査（アシュアランスおよびコンサルティング）の特定の個々の業務に影響する場合、結果の伝達において以下のことを明示しなければならない。

- 完全には適合できなかった「倫理綱要」の原則または倫理行為規範または「基準」の項目
- 適合できなかった理由
- 個々の業務そのものおよび伝達された個々の業務の結果への不適合の影響

### 改訂の理由：

「内部監査の定義」は「基準」と「倫理綱要」で具現化されているため文中から削除した。 IPPFの必須の構成要素との適合性を示すために「定義」を別途、評価する必要はない。

上記に示された「基準 2431」の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 2431」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 基準 2450 の改訂

### 総合的意見

総合的意見を表明する場合は、**組織体の戦略、目標、リスク、ならびに**最高経営者、取締役会およびその他の利害関係者の総合的意見についての期待を考慮に入れなければならない**ず、ない**。また**総合的意見は**十分かつ信頼でき、適切にして有用な情報に基づかなければならない。

### 解釈指針

総合的意見の伝達においては、次のことを**意識しなければならない** **含んでいなければならない**。

- 範囲、これには総合的意見にかかる期間を含む
- 範囲の制約
- 関係するプロジェクトすべての考慮、これには他のアシュアランス・プロバイダの信頼度を含む
- **意見を支える情報の要約**
- 総合的意見の基礎として用いた、リスクまたはコントロールのフレームワーク、またはその他の判断規準
- 総合的意見、判断、または得られた結論

望ましくないとする総合的意見については、その理由を明示しなければならない。

### 改訂の理由：

「基準」への改訂案は「組織体の戦略、目標、リスクと整合していること」をいう新しい「基本原則」との繋がりをより良く示すためのもの。「解釈指針」への改訂案は、総合意見がその伝達を受けた利用者がその結果を信頼できると信用するに足る十分な証拠によって支援されていることが重要であることを示すためもの。

上記に示された「基準 2450」の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

上記に示された「基準 2450」の解釈指針 案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない

- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「基準 2450」の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 用語集の改訂

### Board〈審議機関、取締役会〉

組織体の活動を指揮また、ないしは監督するし、最高経営者に説明責任を果たさせる責任がある最上位の統治機関。例えば、独立した取締役の集団〔例：取締役会（board of directors）、経営役員会 監督の委員会（supervisory board）、行政機関または立法機関の長 理事会または評議員会（board of governors or trustees）〕がある。ガバナンスの形態は司法の管轄区域やセクターによって異なるが、通常は取締役会（board）には、経営陣の構成員でない者が含まれており、経営陣のメンバーだけでは構成されていない。もし、そのような取締役会（board）が存在しない場合は、「基準」の取締役会は組織体の長を意味することもある。ガバナンスへの責任がある集団や人物を意味する。さらに統治機関が一定の機能を委譲した委員会やその他の機関（例：監査委員会、リスク委員会）を指すこともある。

### 改訂の理由：

この改訂は、独立した統治機関に代わる受容できるものとして組織体の長を示している表現を取り除くもの。統治の形態はかなり様々ではあるが、独立した統治機関であることが望ましい。基となる原則である内部監査部門長の独立性は、内部監査部門長が監査を監督する取締役会の構成員から不適切な影響を受ける状態にないとき、守られている。

上記に示された Board〈審議機関、取締役会〉の定義の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

Board〈審議機関、取締役会〉の定義の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 用語集の改訂

### Chief Audit Executive 〈内部監査部門長〉

内部監査部門長（Chief Audit Executive：CAE）とは、内部監査基本規程、「内部監査の定義」、「倫理綱要」および「内部監査の専門職的实施の国際基準」に従って、内部監査部門を有効に管理する責任を有する組織体の高い階層の地位（senior position）にある者をさす。内部監査部門長または内部監査部門長に直属する者は、適切な専門職的**認証認定**や資格（professional certifications and qualifications）を獲得する必要がある。内部監査部門長の肩書や役割は、組織体により様々である。

### 改訂の理由：

ここ数年に亘り、内部監査の範囲を超えたりスク・マネジメントにおいての役割や責任が与えられてきた内部監査部門長がいる。さらにそのような内部監査部門長は、専門職としての監査人ではなく組織体における管理者になりつつある。この傾向により内部監査部門長の定義を再考するものである。

上記に示された Chief Audit Executive 〈内部監査部門長〉の定義の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

Chief Audit Executive 〈内部監査部門長〉の定義の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 定義の新設

### 内部監査の専門職的实施の基本原則

「内部監査の専門職的实施の基本原則（基本原則）」は内部監査の有効性を表現する最も重量な要素である。「基本原則」は、「倫理綱要」、「基準」の根拠となる。

### 改訂の説明：

この追加は、2015年7月に適用された新IPPFの新しい構成要素を定義するもの。

上記に示された「内部監査の専門職的实施の基本原則」の定義の新設案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

定義の新設の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 用語集の改訂

International Professional Practices Framework 〈専門職的实施の国際フレームワーク〉

内部監査人協会（IIA）により公表された正式なガイダンスを体系化する概念的なフレームワーク。正式なガイダンスは、2種類から構成される。それは、（1）必須の要求事項である（Mandatory）ガイダンスと、（2）（IIAにより）~~強~~推奨される（~~Strongly~~Recommended）ガイダンスである。

### 改訂の理由：

この改訂は、2015年7月に適用された新IPPFで（強く推奨されるから）推奨される要素へとタイトルが変更されたことを反映するものである。

上記に示された International Professional Practices Framework 〈専門職的实施の国際フレームワーク〉の定義の改訂案の内容に、どの程度同意されますか。

- 全く同意できない
- 同意できない
- 同意する
- 強く同意する

「新IPPF」の項目の改訂案の内容に関して、何かご意見がございましたらご記入ください。

## 回答者からのご提案

公開草案に示された内容以外に、改訂を提案されたい箇所がございますか？

- ある
- ない

提案されたい件数をお答えください。

- 1
- 2
- 3

一つ目の提案内容をご記入ください。

---

---

---

一つ目の提案理由についてご記入ください。

---

---

---

二つ目の提案内容をご記入ください。

---

---

---

二つ目の提案理由についてご記入ください。

---

---

---

三つ目の提案内容をご記入ください。

---

---

---

三つ目の提案理由についてご記入ください。

---

---

---



## 回答者属性

今回の調査回答は、個人としてではなく、組織体、団体、協会等による共同のものですか？

そうである場合は、その組織体、団体、協会等の名称をご記入ください：

\_\_\_\_\_

いいえ

あなたはIIAの個人会員ですか？

はい

いいえ

内部監査実務におけるあなたの役職または役割についてお答えください。

監査実務提供者・マネージャーまたは幹部

監査実務提供者・スタッフ

監査部門マネージャー

監査部門スタッフ

内部監査部門長

組織経営者

環境監査ディレクター

監査ディレクター

内部監査関連の教育・指導

環境監査スタッフ

(外部の) 公認会計士

情報セキュリティ専門職

IT 監査ディレクター

IT 監査マネージャー

IT 監査スタッフ

IT 専門職

マネジメント・コンサルタント

環境監査マネージャー

退職済

リスク・マネジメント

学生

その他（具体的に）： \_\_\_\_\_

どの国または地域において業務をされていますか？

国または地域名： \_\_\_\_\_

上記にない場合（具体的に）： \_\_\_\_\_

どこの国または地域にお住まいですか？

国または地域名： \_\_\_\_\_

上記にない場合（具体的に）： \_\_\_\_\_

現在、どのような組織体にお勤めですか？

非営利団体（政府系を除く）

上場企業

非上場企業

公共部門（中央官公庁、地方自治体、特殊法人、独立行政法人、公営企業を含む）

その他（具体的に）： \_\_\_\_\_

勤務先の 業種 は何ですか？（サービス・プロバイダーの場合は、クライアントの業種）

農林、水産

鉱業、石油

電力、ガ

建設

製造

卸売

小売

運輸、倉庫

情報（通信、広告、マスコミ、情報等）

金融、保険

不動産

法律・会計等の専門的サービス、科学・技術的サービス

企業経営管理（企業持株会社等）

各種公共サービス（福祉、廃棄物処理、矯正等）

教育

医療、介護

芸術、エンタテインメント、観光・レジャー

ホテル・旅館、飲食

その他サービス（行政機関以外）

行政機関

あなたの専門職について最も適切な説明を以下よりお選びください。

- 雇用先組織体において、内部監査人として実務をおこなっている
- 自営業者として内部監査サービスを組織体に提供している
- 監査法人を通じて内部監査サービスを提供している
- 高等教育機関において内部監査の教育をおこなっている
- 学生
- 定年退職者
- 該当なし

内部監査実務におけるあなたの役職についてお答えください。

- 内部監査部門長（CAE）または内部監査部門管理者（内部監査部門最高責任者）
- ディレクターまたはシニア・マネージャー（内部監査部門長階層以下の内部監査部門管理職者）
- マネージャー（内部監査部門を管理するディレクターに報告する立場）
- 監査部門スタッフ（監査実務実施者）
- その他（具体的に）：